

令和6年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第3号）

1 令和6年3月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 閑 田 大 祐 | 2 番  | 森 若 徹   |
| 3 番 | 渡 辺 年 範 | 4 番  | 浜 田 幸 造 |
| 5 番 | 尾 尻 康 二 | 6 番  | 進 藤 雅 通 |
| 7 番 | 水 橋 直 行 | 8 番  | 森 ル イ   |
| 9 番 | 上 青 木 至 | 10 番 | 信 谷 俊 樹 |

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 上 青 木 至 | 1 番 | 閑 田 大 祐 |
|-----|---------|-----|---------|

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 宮 地 丈 彦 | 書 記 | 角 本 奈緒子 |
|--------|---------|-----|---------|

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長         | 谷 川 正 芳 | 副 町 長       | 小 田 博   |
| 教 育 長       | 恵 良 隆 久 | 総 務 課 長     | 山 本 秀 樹 |
| 企 画 課 長     | 川 本 亮 之 | 税 務 課 長     | 平 道 龍 二 |
| 住 民 課 長     | 柿 本 賢 士 | 会 計 課 長     | 亀 井 成 美 |
| 福 祉 課 長     | 川 野 義 彦 | 保 健 衛 生 課 長 | 竹 下 良 二 |
| 地 域 経 営 課 長 | 坂 田 誠   | 建 設 課 長     | 藤 原 通 伸 |
| 下 水 道 課 長   | 下 川 昇   | 教 育 課 長     | 有 田 芳 徳 |

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 議案第 7 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第 8 号 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 9 号 大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

第 4 議案第 10 号 大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正

する条例について

- 第 5 議案第 1 1 号 大崎上島町営住宅条例及び大崎上島町営特定公共賃貸住宅  
条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 2 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更すること  
について
- 第 7 議案第 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 2 3 号 令和 6 年度大崎上島町一般会計予算
- 第 1 2 議案第 2 4 号 令和 6 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 3 議案第 2 5 号 令和 6 年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算
- 第 1 4 議案第 2 6 号 令和 6 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予  
算
- 第 1 5 議案第 2 7 号 令和 6 年度大崎上島町港湾管理特別会計予算
- 第 1 6 議案第 2 8 号 令和 6 年度大崎上島町漁港管理特別会計予算
- 第 1 7 議案第 2 9 号 令和 6 年度大崎上島町交通事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 3 0 号 令和 6 年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算
- 第 1 9 議案第 3 1 号 令和 6 年度大崎上島町下水道事業会計予算

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） 昨日に続いて議案審議を行います。

その前に、森若議員から発言の申出がありましたので、許可します。

○2 番（森若 徹君） すみません。

昨日、私の一般質問につきまして、気をつけたつもりではあったんですけど、不適切な発言がありましたことをまず皆さんにおわびいたします。

なお、発言については議事録より削除をしていただくようお願いいたします。すみませんでした。

○議長（信谷俊樹君） 以上で森若議員の発言が終わりましたので、昨日に続いて審議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、議案第7号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第7号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、広島県内における国民健康保険税水準の統一に向けた取組の中で、県が提示した保険税収納必要額を確保するよう、令和6年度において保険税率等の改定を行う必要があるため条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

平成30年度からの国民健康保険事業は、県内市町の保険税率を統一すべく令和5年度までの激変緩和期間を設け、令和6年度からの準統一保険税率採用に向けて準備を進めてまいりました。

令和6年度の税率を決定するに当たり、県が示した被保険者1人当たりの保険税収納必要額は、保険給付費の増加による決算剰余金の減少、前期高齢者交付金の減少等により、対前年度比12.8%と想定以上の増額となり、現在の保険税率での必要額の確保は困難な状況となりました。

そのため、必要額を充足するために税率に反映させる必要がありますが、保険税納付額の急激な負担増が見込まれるため現実的ではありません。そのため、段階的に税率を引き上げることとし、今年度は対前年度比を6%に抑えるよう算定、県が求める保険税必要額と町が徴収する保険税納付額との不足分については、一定額を下回らないよう国保財政調整基金を投入することとし、県が求める必要額を確保するよう税率を決定したため、今回条例の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、医療保険分の所得割を0.82%上げ8.02%、均等割を3,800円上げ3万2,500円、平等割を4,000円上げ2万1,500円に、後期高齢者支援分の所得割を0.1%上げ2.9%、均等割を1,200円上げ1万1,

500円、介護納付分の所得割を0.34%下げ1.86%、均等割を1,500円下げ9,500円とするものです。

説明は以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これ執行部、町に言ってもしょうがないことであろうと思うんですけども、団塊の世代の方々が集団で後期高齢に移行していく中で、このようなことが起こることを想定した推計になっているんであるかと私も思っていたわけですけども、今回不足するというような話で、ちょっとこれは連合のほうの見込みというか、ひどいんじゃないのかなと思う。ちょっと町がどうこうできる話ではないんですけど、連合のほうにもしっかりとそこら辺、ちゃんとやってくださいよっていうことは申し伝えてください。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第8号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第8号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条の規定に基づき、令和3年3月に策定した大崎上島町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の現状と課題の分析調査を行い、新たな計画期間におけるサービスの見込み量、目標を明らかにして、今後の高齢者の保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料等に関して改正するものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本案は、大崎上島町高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料等に関して所要の改正を行うものであり、主な改正内容は、保険料率とその期間について第4条第1項では、第1号被保険者の保険料のうち低所得者の保険料率の引下げと多段階化として高所得者の保険料率を引上げ、その期間を令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに改めるとともに、同条第2項から第4項では、低所得者の減額賦課に係る保険料率の引下げと、その期間を令和3年度から令和5年度までを令和6年度から令和8年度までに改めるものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第9号大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第9号大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、大崎上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、大崎上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び大崎上島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、これらの一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

第1条、大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例では、大崎上島町指定居宅介護支援サービスの運営基準等は厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和6年1月25日、厚生労働省令第16号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、基本方針における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業者ごとに1以上の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、要介護者の数に要支援者の数3分の1を乗じた数を加えた数が44または49に、その端数を増すごとに1に改めるとともに、公正中立性の確保のための取組の見直しとして前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明を行い、理解を得るよう努めることとし、また人材有効活用及び居宅サービス事業所等の連携促進によるケアマネジメントの質の向上を図る観点から、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする等の基準を加えたものです。

第2条、大崎上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例では、指定地域密着型サービスの運営基準等は厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和6年1月25日厚生労働省令第16号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、訪問系、通所系サービスについて利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことの規定を設け、さらに多機能系サービスについては身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、適正化のための指針の整備及び職員に対する研修の定期的な実施を図る措置を義務づけること、また多機能系居住系サービスでは、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけること、認知症対応型共同生活介護では、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に対応するために協力医療機関を定め、医師または看護職員との相談体制を確保していること等を加え、看護小規模多機能居宅型介護では、通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨を明確にされたこと等の基準を改正したものです。

第3条、大崎上島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例では、指定介護予防支援等の運営基準等は、厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和6年1月25日、厚生労働省令第16号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、介護予防支援の円滑な実施を図るために指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について、事業ごとに1以上の介護支援専門員の配置と管理者の選任等と人材有効活用及び居宅サービス事業所等の連携促進によるケアマネジメントの質の向上を図る観点から、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることを加えたものです。

第4条、大崎上島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例では、指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等は厚生労働省令を基準として定めることとされており、当該省令が令和6年1月25日、厚生労働省令第16号により改正されたことに伴い、条例の一部を改正したものです。

主な改正内容は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、介護予防認知症対応型通所介護では、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことの規定を設け、また介護予防小規模多機能型居宅介護では、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、適正化のための指針の整備及び職員に対する研修の定期的な実施を図る措置を義務づけること、さらに利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけること、また介護予防認知症対応型共同生活介護では、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に対応するために協力医療機関を定め、医師または看護職員との相談体制を確保していること等を加える等の基準を改正したものです。

また、全サービス共通として、事業者の運営規定の重要事項について、事務所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを新たに義務づけたものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 課長の説明の中で度々出てきたんですけども、利用者の身体拘束等を行ってはならない、人権的観点からいえば重要なことなんだろうとは思いますが、これに関する職員の負担軽減に関して委員会を設置することで負担の軽減につながるのでしょうか。

というのが、委員会を設置し委員会を開催するということは、時間的な負担は逆に増えるわけじゃないですか、やることは増えると。これが実際の程度本当の負担の軽減につながるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 身体的拘束を行うことは、今までも入所系、施設系については当たり前のことでした。今回新たに定められたのは、通所系、デイサービスや訪問系のヘルパーさんについてのことになります。ですので、入所系の施設の職員さんではもう以前からこういうお話はされてますので、そういった拘束を行ってはならない、行う場合にはこういった手順を踏んでこういう報告をすることということは分かっていますが、新たなデイサービスのヘルパーさんとかはこれから行うことになりますので、そういったところについて皆さん職員とそういった事業所の意識共有を図ること等の委員会を設けることというのを今回規定をされたものになります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） ありがとうございます。

それで、同じ業務時間内でこの委員会を設置してその議論をするんでしょうけども、そうしたときに、これは職員のみならず組織的にも要はその負担が増えるわけじゃないですか。そこら辺、これは町がどうこうできる話ではないのかも分かりませんが、それに対して財政的な支援というものはあるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） この委員会を設置することによって財政的な支援というのは町のほうではありませんが、今般処遇改善等を国のほうも報酬改定を行っております。そういった面で、人的なものについても改善を行っておりますので、そちらのほうで幾らかは対応できるのかなと思っております。

また、金銭的な面ではないところでしたら、町のほうがそういった身体的拘束に詳しい

専門家をこちらからお呼びして事業所に派遣する等の協力はできるかなと思っております。そちらのほうで町のほうとしては協力をしてまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 例えば、公共事業等であれば安全管理費というものもその経費の算定に含まれていたりとかあるんで、特にこの介護事業に関しては、職場環境、特に報酬面に関してのものは非常に低い水準で推移しているわけで、そういったところ、要は安全管理にもお金がかかるんですよっていうところをしっかりと国や県のほうにも伝えながら、そういった処遇改善にしっかりと貢献できるようにしていってあげてください。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第9号大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第10号大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第10号大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、同年12月13日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、第5条第2項中「協議会は、」の次に「町長のほか、」を加え、第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中、第14条第1項を第22条第1項に改め、同項を同条第3項とし、第7条中、第14条第1項を第22条第1項に改めるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 私はこういった協議会等に首長が直接入っていくことはあまり望ましくはないのではないかと思いますのですけども、今回これで町長が入るという話ですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

この協議会は、法の定めによって設置されている協議会で、法にも町長が入ることが望ましいということになっておりますので、条例を改正したものでございます。

○1番（閑田大祐君） 承知しました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の部分なんですけども、町長が入る入らんには今言われたとおり法的な部分があるというのは理解するんですが、今の町の現状及び法に言われたから町長を入れるというだけではなく、やっぱり目的を持って入れるべきものだと思うんですが、それについての詳しい部分の説明というか目的を教えてくださいませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えします。

この町の今の重要な課題として受け止めております。その重要な課題の中で、空き家対策、民間の財産をこちらが規制するというか触るという部分で、町長の指導方針も必要かというところで町長が入るのが望ましいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の説明で言うと、指導方針は今まで入ってなかったように聞こえてしまうんですが、今実際に空き家問題はいろいろ問題があり、僕らも相談を受けることは多々あるんですけれども、結果それだと、結果としたら法にうたわれたから入れただけという意味ですか。今までも多分町長の方針等々も当然入った上で、しっかり管理というか適正な対応をしてもらうための委員会があったと思うんですが、その辺に向いての、先ほどの閑田議員の質問が多分意味的には似たようなもんじゃとは思うんですけれども、わざわざ町長を入れたという部分でいうと、それは今までどおりの話なので、それだと一番最初の閑田議員の答弁のとおりで、法にあったから入れただけという意味ですか。多分、特別に思いがある管理をしてくれと思うんで、ちょっと再度同じ質問をさせてもらいます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 法にあるから入れたっていうのが真意のところでございます。

○1番（閑田大祐君） ちょっと、大丈夫、いい。

○議長（信谷俊樹君） 駄目。

○1番（閑田大祐君） 何で。

○議長（信谷俊樹君） 後ろの人が手を挙げて続けて質問しようのに、何で自分が手を挙げるんや。何をしよんや、頼むでほんま。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の部分ですけど、本音でありありがとうございますとしか言いようがないんですが、ただ今までもしっかりとさせていただいて、町長の方針等々もありながらやってくれてる協議会だと僕も認識しております。

さらに、その協議会の中に法にうたわれているからとはいえ町長も入っているいろいろな指示とか思いが伝えられる部分だと思いますので、またしっかりとほか周りの町民の方に納得していただけるような協議会の内容に、さらによい協議会になるように願っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） すみません。私はちょっと逆の危惧をいたしておりまして、町長

は非常にお忙しい方ですので、町長が入ることによって協議会のほうが停滞することにはならないかという心配なんです。町長の日程に合わせて開催しますということになると、日程のずれが生じたりとか停滞につながる可能性もあるのではないかと。町長はいろんなところを各地を飛び回って公務に励まれておられますので、そういった制約はあまり設けるべきではないのかなという意味だったんですけども、どうでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ご配慮ありがとうございます。公務、特に法律に基づいているというのは、これが代執行で、まさに財産権に対する非常にデリケートな問題を含んでおるという意味で、慎重な対応をするという意味で町長も入っていくということもあると思っております。

そういう意味で、この会議日程につきましては、やっぱり法律に基づいてということもございます。ですから、最優先にこれの日程を図るような調整をしまいたいと思いますので、ご指摘の点、ご配慮ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第10号大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第11号大崎上島町営住宅条例及び大崎上島町営

特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第１１号大崎上島町営住宅条例及び大崎上島町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同法第１０条第１項を引用する箇所に規定の整備が必要となったため、当該条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、大崎上島町営住宅条例及び大崎上島町営特定公共賃貸住宅条例の第６条第２項第８号イ中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加えるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第１１号大崎上島町営住宅条例及び大崎上島町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１１号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第12号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第12号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な内容は、過疎債を活用する予定のハード5事業及びソフト1事業、計6事業を追加し、ハード1事業の変更をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の変更により、追加計上等の事業について説明をいたします。

令和3年9月に策定の過疎地域持続的発展計画にハード事業5事業、ソフト事業1事業を追加し、ハード事業1事業を変更した内容で計画を変更するものでございます。追加事業といたしまして、ハード事業は、施策区分は産業の振興、事業名は地場産業の振興生産施設に事業内容として産品開発センター整備事業を、施策区分は交通施設の整備、交通手段の確保、事業名は市町村道道に事業内容として鮎崎線、大串大西線、入相新開線を、施策区分は生活環境の整備、事業名は火葬場に事業内容として大崎上島町火葬場大峰苑整備事業を、ソフト事業は、施策区分は子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、事業名は過疎地域持続的発展特別事業に事業内容として放課後等デイサービス事業の1事業を計画に追加しております。

また、変更事業として、ハード事業の施策区分、生活環境の整備、事業名は水道施設上水道に事業内容として上水道施設改良事業の事業主体を町から水道企業団として計画を変更しております。

追加及び変更の事業につきましては、過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適正性について検討し、計上をしております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議については、令和6年2月16日付で異議のない旨の回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今回の変更内容について異議があるわけではないんですが、この過疎計画について1点、今現在の日本のインフラ局面において、町の財政的な圧迫というものが少し大きくなってくることが想定されています。

その中で、国に対して積極的に充当率の見直し等を要望していくべきだと思うんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ありがとうございます。

まさに国のほうの地方への押しつけということにならないようにという意味は非常にありがたいご指摘だと思っております。

国、県というよりも、県としても中山間地域の協議会を設けて毎年国に対して要望をさせていただいている点、それとあと離島のほうでも全国としてその内容について国の手当てというよりも、要するに地方に対する支援をぜひお願いしたいということは続けておりますので、来年度におきましてもまた早々に総会等の会議がございます。そういった中で、適切に対応をしていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

この中にありますソフト事業のところ、教育の島事業に関連する部分、要はソフトです。ソフトに関して言うと、充当率がハードに比べて当然低いんですけども、そういったところがしっかり見直しがされるように働きかけを行っていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第１２号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１２号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第７、議案第１３号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第１３号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものです。

対象となる公の施設は、別表の４８施設であります。各施設における指定管理者の選定に当たっては、効果的かつ効率的な管理運営を行うため、町の施策に沿う公共的団体や地元自治組織等を指定管理者とすることとし、今年度末に指定の期間が終了となる施設について一括して上程しております。

指定の期間は、４８施設ともに令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第13号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第14号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第14号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

対象となる公の施設は、大崎上島町コミュニティーバスであり、運行管理業務に必要な資格を有し、当該コミュニティーバスの運行管理業務を適切に行えると認められるさんようバス株式会社を指定することとしております。

なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間としております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今のコミュニティーバスの件なんですけども、4月から走らせることになっているデマンドバスというのは入っとるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

4月から実装を計画しておりますデマンドバス2台、定時定路線の通常のバス、これを2台、計4台で今計画をしております。

○3番（渡辺年範君） 入っとるんよね。

○企画課長（川本亮之君） はい。

○3番（渡辺年範君） 了解です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） さんようバスさんの指定管理なんですけど、通常の指定管理は5年になっとなんですが、これは1年で指定管理の継続になるようなんですけど、これは何かやはり経費とかの問題で動くから1年にしとるということなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 尾尻議員の質問にお答えをいたします。

現行、定時定路線の運行をしておりますけれども、昨年度12月16日からデマンドバスの実証実験を始めております。そちらのほうと併せて令和6年度は運行いたす計画ですけれども、次年度以降はデマンドに移行をしていきたいと考えておりますので、定時定路線とデマンドバスは並行して走らすのは令和6年度のための計画でおりますので、次年度以降につきましては改めて指定管理をデマンド型に変更してお願いしたいと考えております。

○5番（尾尻康二君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第14号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第15号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第15号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

対象となる公の施設は、大崎上島町大串キャンプ場及び大崎上島町シーカヤック艇庫であり、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営が適切に行えると認められる有限会社栄山建設を指定管理者とすることとしております。

なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第15号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第16号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第16号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

対象となる公の施設は、海と島の歴史資料館、旧大望月邸であります。指定管理者の募集を行い応募のあった者について、大崎上島町指定管理者選定委員会を開催し、申請内容について審査した結果、一般社団法人AUSTを指名することとしております。

以上でございます。何とぞ慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

尾尻議員。

○５番（尾尻康二君） 議案第１３号で、一括で上程、指定管理のをされとるんですけど、議案第１５号、議案第１６号もこれ同じ期間だと思うんですが、５年間の一括にしなかった理由は何かあるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

一括で上程している議案１３号ですけども、町長の提案説明で述べましたとおり、この施設の指定管理者については、効果的かつ効率的な管理を行うため、町の施設に沿う公共的団体や地元自治組織等を指定管理者とするもので、非公募の対象として非公募として選定したものです。

それ以外の議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号については、それぞれの施設の指定管理者の公募をして選定したもので、その議案第１４号、議案第１５号、議案第１６号については、先ほど提案説明で申しましたとおり委員会を設置して、そこで可否を決めまして上程させていただいたもので。

また、指定管理者の期間につきましては、地方自治法の２４４条の２第５項の規定におきまして、その期間を定めて行うものとされておりまして、法によってどの期間にしないというのは規定はございません。その期間についてはその施設の性格またいろいろなことを勘案しながら定めることとなりますので、先ほどコミュニティーバスは企画課長が説明した理由等により１年、ほかの施設につきましては、最大ほかの自治体とかは３年から５年なんですけども、町の方針として５年ぐらいが適当であろうということを判断して、期間についてはほかの施設はおおむね５年ということで上程させていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○５番（尾尻康二君） 分かりました。

それともう一つ、５年の期間であれられて、今人件費とか物件費が高騰しておるんですけど、やはり管理料、そこらのことはそのまんま据え置いていくということによろしいんでしょうか。

○総務課長（山本秀樹君） 海と島の。

○５番（尾尻康二君） いやいや、全部の。一括上程の分と一緒に。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 物件費等、おっしゃるとおり物価高騰、日本全国で高騰して

いることとなっております。指定管理料につきましてもそういったことを勘案しながら決めているものですが、5年先に果たしてどのようになっているかちょっと想像もつきませんが、そういったところを勘案しながら指定管理料も検討といいますか、算定していく必要があるものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） ちょっとさっき選定委員ということと言われたんですが、選定委員のメンバー的にはどういう方がおられるんですか。また、どういう組織なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 選定委員の構成について説明を申し上げます。

私が代表をいたしております、それから総務課長が入って、あと担当課の課長とかが入って、事務は総務が持っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） じゃあ、役場の職員さんで構成されとるということで理解してよろしいですね。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） はい、そうでございます。

○3番（渡辺年範君） 了解です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第16号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をいたします。

10時15分から再開いたします。

午前 9時56分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第23号令和6年度大崎上島町一般会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第23号令和6年度大崎上島町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,762万4,000円と定めるもので、前年度当初予算と比較して6億5,989万3,000円、8%の減額予算でございます。

歳入予算につきましては、町税は11億6,480万5,000円で、固定資産税等の増収見込み等により、前年度比で998万3,000円の増となる一方で、地方交付税は特別交付税の減により、前年度比で100万円の減、30億8,800万円を計上しており、財政調整基金から8億3,955万円を繰り入れることにより、収支の均衡を図ることとしております。

歳出予算につきましては、施政方針において申し述べました町政運営の基本方針と重点配分施策等に掲げる事業に要する経費のほか、町政の運営に必要な経費を計上しております。

第2表地方債では、46事業の起債の目的、限度額等についてそれぞれ定めております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、令和6年度一般会計当初予算の主なものについて事業別説明書により説明いたします。

予算書の16ページをお願いします。

歳入予算ですが、町税では、本年度予算額は11億6,480万5,000円、対前年度比998万3,000円、0.9%の増額です。主なものとしては、固定資産税の現年課税分が7億9,587万円で787万円、1%の増額となっております。

次に、2款地方譲与税ですが、2款地方譲与税から9款の地方特例交付金まで及び11款の交通安全対策特別交付金については、県の収入見込額通知により予算を計上しており、主なものでは、19ページをお願いします、7款の地方消費税交付金が1億8,809万4,000円で370万3,000円、2%の増額となっております。

20ページをお願いします。

地方交付税ですが、普通交付税では各種算定項目の交付見込額の試算を行うとともに、臨時財政対策債の発行見込額を踏まえ28億2,800万円を計上しており、対前年比で3,900万円、1.4%の増額、特別交付税については、特殊要因を基に算定し2億6,000万円を計上しております。

分担金及び負担金ですが、本年度予算額は1億円、対前年比1,146万3,000円の減額です。分担金及び負担金は、事業の実施に伴い受益者の方々にその一部を負担していただいているものですが、21ページをお願いします、主なものでは、負担金として広島水道用水供給事業負担金を前年度から889万4,000円減額の9,656万7,000円を計上しております。

使用料及び手数料ですが、本年度予算額は1億807万4,000円、対前年比134万3,000円の減額です。使用料は公共施設等の利用の対価として利用者よりお支払いいただくものですが、主なものは、22ページをお願いします、土木使用料の町営住宅使用料2,753万1,000円等を計上しております。

24ページをお願いします。

手数料ですが、町が提供するサービス等の対価としてお支払いいただくもので、全体で1,695万円を計上しており、主なものは、衛生手数料のじんかい処理手数料1,077万円です。

次に、国庫支出金ですが、本年度予算額は5億3,397万5,000円、対前年比1

億8, 206万円、25.4%の減額となっております。

25ページをお願いします。

国庫負担金ですが、国が一定の義務、責任を持つ事業や事務について負担されるもので、主なものとしては、民生費国庫負担金に自立支援給付費負担金1億3, 633万7, 000円を計上しております。

国庫補助金ですが、国として特定の事業を推奨または援助していくために交付されるもので、主なものとしては、26ページをお願いします、総務費国庫補助金に自律航行船交通推進事業等に要する財源として離島活性化交付金3, 388万7, 000円、Award標準化事業に要する財源としてデジタル基盤改革支援補助金2, 189万8, 000円の計上を、土木費国庫補助金の道路橋梁費国庫補助金では、町道等の改良に対する補助金として社会資本整備総合交付金4, 420万2, 000円、トンネル、橋梁の長寿命化に対する補助金として道路メンテナンス事業補助金1, 669万2, 000円の計上をしております。

27ページをお願いします。

県支出金ですが、本年度予算額は3億6, 545万9, 000円、対前年比6, 756万円、15.6%の減額となっております。

28ページをお願いします。

県負担金ですが、民生費県負担金に自立支援給付費負担金6, 816万8, 000円を、広島県移譲事務交付金として6, 058万1, 000円を計上しております。

29ページをお願いします。

県補助金ですが、総務費県補助金では生活航路対策事業に290万3, 000円増額の1, 771万6, 000円を、民生費県補助金では重度障害者医療費支給事業1, 648万9, 000円、介護保険施設等の職員宿舍施設整備事業の支援に要する財源として地域医療介護総合確保事業補助金1, 226万4, 000円、農林水産業費県補助金では新規就農者育成交付金事業1, 500万円を計上しております。

31ページをお願いします。

次に、財産収入ですが、本年度予算額は3, 325万3, 000円、対前年比8万3, 000円、0.2%の減額となっています。

32ページをお願いします。

寄附金ですが、本年度予算額は4, 300万1, 000円で、33ページをお願いします。

す、ふるさと納税寄附金では対前年比３００万円増額の４，３００万円を計上しております。

次に、繰入金ですが、本年度予算額は９億１，２７７万５，０００円で、人件費、物価高騰による物件費の増等を要因に、対前年比７，０８０万４，０００円、８．４％の増額となっております。

３４ページをお願いします。

諸収入ですが、本年度予算額は１億６，５７４万９，０００円、対前年比１，０２９万３，０００円、６．６％の増額となっております。主なものとしては、３５ページをお願いします、教育費貸付金元利収入に高校及び大学等奨学金の貸付金収入等として２，０１２万６，０００円の計上を、雑入では１，１９８万３，０００円増の１億１，７０６万５，０００円を計上しており、３６ページをお願いします、主なものとしては、町から県水道企業団への派遣職員人件費３，３５９万５，０００円を含め雑入（総務課）５，６８４万５，０００円、広島県市町村振興協会からのまちづくり事業助成金等として雑入（財政係）１，３４５万円を計上しております。

３７ページをお願いします。

町債ですが、４６事業等の財源として起債をするもので、本年度予算額は８億５２０万円で、対象事業の完了等に伴う起債額の減により、対前年比４億９，７２０万円、３８．２％の大幅な減額となっております。

続いて、歳出予算の説明を行います。

４０ページをお願いします。

議会費ですが、本年度予算額は７，１７４万円、対前年比１２７万３，０００円、１．７％の減額となっております。議会活動等に要する経費として計上しており、主には議員並びに職員の人件費です。

４１ページをお願いします。

総務費ですが、本年度予算額は１６億４，８５９万８，０００円、対前年比６，２０９万円、３．６％の減額となっており、全般的な管理事務及び企画調整事務、財政財産管理、教育の島推進、税務、戸籍・住民登録、選挙事務等に要する経費を計上しております。

総務管理費の主なものとしては、一般管理費に各区への助成金として地区活動育成助成費２，５８４万９，０００円を計上しております。

43ページをお願いします。

財政管理費ですが、ふるさと納税に係る事務及び返礼品等に要する経費として、ふるさと納税推進事業2,621万7,000円を、財産管理費では庁舎及び町有財産等の維持管理に要する経費を計上しておりますが、本年度予算額は1億1,569万6,000円、対前年比2,369万6,000円の増額となっております。主なものとしては、集会所への太陽光発電設備設置等に要する事業として集会施設整備事業5,160万6,000円を計上しております。

44ページをお願いします。

企画費ですが、企画調整事務及び情報システム等の管理運用に関する経費を計上しており、本年度予算額は5億7,158万6,000円、対前年比2億2,094万2,000円の減額となっており、主なものとしては、自律航行船交通推進事業に要する経費を含めて、離島振興対策事業4,985万9,000円を、庁舎内ネットワーク及びシステム経費として、情報化推進事業費1億7,871万5,000円を、45ページをお願いします、学習交流センターへの太陽光発電設備設置に要する経費を含めて、カーボンニュートラル推進事業4,663万円、おと姫バス運行に要する経費として、コミュニティーバス運行事業5,991万3,000円を計上するとともに、海上交通運航欠損額補助事業1億175万8,000円等を計上しております。

48ページをお願いします。

次に、教育の島推進費ですが、本年度予算額は1億1,531万1,000円、対前年比で337万7,000円の増額となっており、多様な人材を育てる教育の島づくりの推進に要する経費として、教育の島推進事業775万2,000円、大崎海星高校活性化支援事業1,590万5,000円、公営塾運営事業1,895万6,000円、学習交流センター管理運営事業6,426万6,000円等を計上しております。

54ページをお願いします。

民生費ですが、住民の皆様に一定の生活水準と安定した社会生活を保障するために必要な経費を計上しており、本年度予算額は15億2,354万9,000円、対前年比4,151万2,000円、2.7%の減額となっており、主なものとしては、社会福祉総務費に町社会福祉協議会に対する補助金として社会福祉協議会費3,436万5,000円等を計上しております。

55ページをお願いします。

障害者福祉費ですが、主なものとしては、重度心身障害者医療費 3, 347 万円、介護給付訓練等給付費 2 億 7, 089 万 9, 000 円等を計上しており、58 ページをお願いします、後期高齢者医療費では療養給付費負担金 1 億 8, 281 万 1, 000 円等を計上しております。

続いて、児童福祉費ですが、60 ページをお願いします、主なものとしては、児童措置費に子ども・子育て支援事業 1 億 2, 488 万 2, 000 円等を計上しております。

次に、生活保護費ですが、62 ページをお願いします、扶助費に生活保護費 7, 615 万 5, 000 円を計上しております。

次に、衛生費ですが、住民の方々が健康にして衛生的な生活を営む環境を整備、保持するために要する経費を計上しており、本年度予算額は 9 億 3, 094 万 7, 000 円、ストックヤード施設建設完了等に伴い、対前年比 1 億 8, 850 万 4, 000 円、16.8% の減額となっており、主なものとしては、63 ページをお願いします、予防費に各種予防接種事業等に要する経費として予防接種事業費 2, 587 万 1, 000 円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 3, 096 万 2, 000 円を、65 ページをお願いします、保健事業費では生活習慣病対策費 1, 721 万 3, 000 円等を、66 ページをお願いします、保健福祉センター費に施設整備に要する事業費として木江保健福祉センター整備費 1 億 4, 613 万 3, 000 円等を計上しております。

次に、清掃費ですが、68 ページをお願いします、清掃総務費では広島中央環境衛生組合負担金としてストックヤード施設建設完了等に伴い、3 億 1, 171 万円減の 2 億 3, 481 万 2, 000 円を計上しており、上水道費では広島県水道用水供給事業負担金 9, 656 万 7, 000 円等を計上しております。

次に、農林水産業費ですが、農業委員会の運営並びに農林水産業の振興等に必要な経費を計上しており、本年度予算額は 2 億 6, 309 万 7, 000 円、排水施設整備事業完了等に伴い、対前年比 1 億 7, 667 万 2, 000 円、40.2% の大幅な減額となっており、主なものとしては、70 ページをお願いします、農業振興費に新規就農者育成交付金事業 1, 500 万円等を、71 ページをお願いします、農地費では農地整備諸費に 2, 724 万円等を計上しております。

次に、林業費ですが、72 ページをお願いします、主なものとしては、林業総務費に有害鳥獣駆除対策費 2, 078 万 9, 000 円を、73 ページをお願いします、林道新設改良費に林道丸尾・木越線改良事業 1, 764 万 8, 000 円を計上しております。

74ページをお願いします。

続いて、水産業費ですが、水産業振興費に向山漁船巻き上げ施設船台据え替えに要する経費を含め、水産振興対策諸費2,662万2,000円等を計上しております。

75ページをお願いします。

商工費ですが、商工業の振興、自然公園及び観光施設の開発、交流・定住の推進等に要する経費を計上しており、本年度予算額は1億7,842万7,000円で、対前年比6,376万3,000円、55.6%の増額となっており、主なものとしては、76ページをお願いします、商工振興費に商工振興対策諸費1,163万8,000円等を、観光費にイベント開催助成費1,073万4,000円等を、77ページをお願いします、商工観光施設費に野賀海岸等公園管理運営費1,320万3,000円、大串キャンプ場周辺施設管理運営費2,462万2,000円、野賀海水浴場改修設計に伴う事業費として商工観光施設整備事業3,451万円等を計上しております。

78ページをお願いします。

次に、土木費ですが、道路、河川、港湾、住宅等の整備及び維持管理に要する経費を計上しており、本年度予算額は7億2,020万8,000円、対前年比2億9,735万4,000円、29.2%の減額となっており、主なものとしては、79ページをお願いします、道路維持費では道路維持費5,585万9,000円等を、80ページをお願いします、道路新設改良費では町道大清谷片浜2号線等7事業の経費として1億2,259万8,000円、県道改良事業負担金828万円を計上しております。

81ページをお願いします。

河川費ですが、河川維持費では河川維持管理費4,049万8,000円等を、急傾斜地崩壊対策費では県営急傾斜地崩壊対策事業負担金700万円、急傾斜地維持管理費821万5,000円を計上しております。

82ページをお願いします。

都市計画費ですが、住宅環境改善費に住宅新築改築助成事業2,000万円等の計上を、住宅費では、83ページをお願いします、住宅管理費に町営住宅維持管理費1,886万2,000円等を、84ページをお願いします、住宅建設費に定住促進住宅整備に係る基本設計に要する経費として定住促進住宅建設事業235万2,000円等を計上しております。

次に、消防費ですが、常備消防及び消防団の運営並びに防災に関連する事業に要する経

費を計上しており、本年度予算額は3億5,827万9,000円で、対前年比4,480万3,000円、11.1%の減額となっており、主なものとしては、常備消防費に東広島市への委託金として常備消防運営費2億4,675万4,000円等を、85ページをお願いします、消防防災施設費では災害時における飲食物及び資機材等備蓄品の購入、消防積載車1台の更新等に要する経費として消防・防災設備機器等整備費1,477万9,000円等を、86ページをお願いします、水防費では、水防に要する経費として水防諸費等3事業で1,899万2,000円を計上しております。

次に、教育費ですが、教育委員会、幼稚園、小・中学校の運営、社会教育の推進等、本町の教育全体に要する経費を計上しており、本年度予算額は6億7,193万9,000円、対前年比7,715万9,000円、13%の増額となっており、87ページをお願いします、主なものとしては、事務局費に園児・児童・生徒送迎事業3,625万6,000円、町立学校の情報機器等の整備に要する経費として町立学校情報機器等整備事業7,704万3,000円等を計上しております。

89ページをお願いします。

小学校費ですが、3小学校の管理運営、教育振興に要する経費として1億24万3,000円を計上しており、90ページをお願いします、中学校費ですが、大崎上島中学校の管理運営、教育振興に要する経費として3,779万4,000円を計上しております。

92ページをお願いします。

幼稚園費では、町立幼稚園の管理運営等に要する経費を計上しており、本年度予算額は3,372万9,000円を計上しております。

94ページをお願いします。

社会教育費ですが、本年度予算額は1億6,032万5,000円、対前年比1,927万5,000円の増額となっており、主なものとしては、社会教育総務費では放課後子どもプラン推進費2,371万円を、97ページをお願いします、大崎上島文化センター費では、照明設備等改修事業に要する経費として大崎上島文化センター整備事業3,010万9,000等を計上しております。

98ページをお願いします。

次に、保健体育費ですが、本年度予算額は9,052万5,000円、対前年比888万円の減額となっており、主なものとしては、99ページをお願いします、体育施設費に町有体育施設の管理等に要する経費として2,115万9,000円を、給食センター費

では3か所の給食センター等に要する経費として6,265万2,000円を計上しております。

101ページをお願いします。

公債費ですが、町債等の償還に要する経費を計上しており、本年度予算額は12億283万4,000円、対前年比1,139万3,000円、1%の増額となっております。

102ページをお願いします。

最後に、予備費ですが、年度中途における不測の事態に対応すべく計上しており、前年度と同額の300万円を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、順番に質問させていただきます。

まずは、歳入のほうで財調からの繰入れの件についてなんですけども、今年度8億円を超えるということで、これについて今後の見通しについて少し説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

閑田議員のおっしゃるとおり、本年度8億円を超えての繰入金を入れて歳入歳出の均衡を図っております。昨年度の6億円以上だったと思うんですけども、大変多額の繰入金に頼っている状況でございます。

その要因については、人件費、また物価高騰等による物件費等の増額が要因なものと認識しておるんですけども、今後も物価は高騰していくのではないかと考えてはおりまして、また人件費についても昨今の報道等を見ますと上がっていくであろうということで、その物件費、人件費についてはなかなか財源ありません。

今年度に向けても繰入金を使った予算編成になるのではないかと考えておりますが、財調の残額も減ってきております。より一層、次年度以降に向けては事業の見直しではないですけども、必要なもの、そうでないものといったらいけんんですけども、やっぱり優先

順位等を鑑み、一般財源が入れる事業については見直し等が必要ではないかと、そうしないと予算が将来なかなか組むのが難しくなってくるのではないかと考えておまして、来年度というか次々年度の予算編成に向けてはそういったことも鑑みながら、早めにそういった町長、副町長とも検討しながら7年度の予算に向けては早めに動かなければならないのではないかと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

経済そのものが好調な結果、このようなことになってきているということで、喜んでいいのかどうなのかというような、これは経済全体が上向いていることについては社会にとってはよいことなんですけども、まさかこんな地方の地方自治体の財政に圧迫が生じるなんて私も全然想定もしてなかったんですけども、これを踏まえて考えていくと、先ほど条例案のところでもちょっと申しましたが、制度的な見直しといいますか、のところを国や県に対して要望していくことでやっていかないと、例えば民需が拡大すれば大都市なんかはそれで回っていけるんで、行政の例えばサービスというのは例えば医療費であるとか介護であるとかそういう福祉に係ってくる部分以外のところっていうのは抑えていくことも可能なんですけども、うちのような人口減少の著しい、また少子・高齢化の著しい小さな自治体においては、景気が上向いたからといって経済規模が縮小していくのはもう目に見えていることなので、ただこれを指をくわえて見ているわけにはいかないんで、この部分についてはしっかり国や県に対して要望していくことが必要であろうと思うんですけども、これについて町長、ちょっと意気込みをお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えします。

先ほども申しましたけれども、地道な対応という意味も含めてですけれども、強くその要望については求めていると思っています。ご指摘ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それでは、次へ行きます。

2の1の1、ひかりクラウド電話用スマホ155台について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

ひかりクラウド電話、機器購入ということで予算計上させていただいているところですが、現在の電話交換機がもう古くていつ壊れるか分からない状況です。それがもし壊れた場合につきましては、数日から数週間、電話機能が全て止まるということで、災害対策等も踏まえ、また役場の事務等が停滞してしまうところで、電話交換機の交換も検討いたしました。

しかしながら、昨今D Xとかそういったデジタル関係のところで、交換機を交換するよりもデジタル化に向けてひかり電話を導入するほうが、金額的にも交換機というたら、ちょっと正確な数字は忘れましたが何千万円かかるということで、経済的にもひかり電話のほうが安くつくだろう、ただ使用料が出てくるんですけども、分散して支払う形で、またそういうひかり電話にすることによって将来の電話回線を使った事務も使えていくだろうということで、ひかり電話整備事業を導入いたしまして、その電話機器が機器代として計上しているものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 要は、固定電話を今までの計上のものからスマホに替わるということですか。説明書きの中にはスマホという表記になってるんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） はい、その予定でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） ありがとうございます。

では、次へ行きます。

2 の 1 の 6 の 1 2、それから 2 の 1 の 5、ちょっとこれ合わせて質問したいと思います。

太陽光の設置に関して、学習交流センターと住宅と、あと集会所等もあると思うんですけども、これ集会所もそうですけども、学習交流センター、これは調理場については電化がなされていますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

調理場については、ガスを使用しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 要は、ガスによって調理をされる、火をおこすということですよ。常任委員会等では今までも再三言ってきたことなんですけども、これが火災になった場合のリスクというものについてどのように考えておられるでしょうか。火災になったときに太陽光パネルというのはずっと発電し続けるんです、これが日中でしたら。太陽の光を受けている限りには発電し続けるんです。火災になったときに、放水による消火作業が二次災害を招くリスクがあるんですけども、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 学習交流センターに関しましては、当然火災のリスクはあると思いますので、通年を通していわゆる防火の教室、また避難訓練等は徹底して行っております。

ただ、先ほどもおっしゃいましたパネルに関してのリスクというものについては、こちらのほうで想定はしておりませんでしたので、より注意をしてそういった防火対策については検討していきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

集会所等につきまして、令和3年度から集会所に太陽光パネルを設置しておりまして、議員に指摘をいただいたこともございます。そのパネル自体につきましては、既製品といえますか、基準を超えてるものだと認識しておりますけども、その設置した後に火災については、先ほど企画課長も申しましたけども、十分注意して設置するものだと思いますけども、本町の整備につきましては、本町はゼロカーボンシティも宣言しているところでもありますし、そういった太陽光を含めた推進をしていく観点から設置をしているものがございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 災害に対する考え方という意味でいうと答えになってなかったかと思うんですけども、一般住宅でこの太陽光パネルを設置することに対する補助金等も出ていますよね。これがオール電化住宅に対しての補助であるならば、その火災リスクが少ない、火災リスクを極限まで減らした状態であるということを考えると、一つそれはありなのかなと思うんですが、これができていない、要は火災のリスクがあるところで太陽光パネルを設置するというのは、そういう二次災害を招くリスクというものもあると考

えてください。

火災のときに消火活動ができないって、これは大変なことです。周り近所に延焼してしまう、類焼してしまうということも考えられるわけですから、そこら辺もよくよく踏まえた上で今後検討していただきたいと思います。

あと、その環境負荷っていう意味でいうと、環境負荷というよりも災害で通電されない状況になったときにその場で自己的に発電ができる、要は電力が使えるという意味では有効だろうと思うんですけども、太陽光発電パネル、あのパネルがじゃあ環境に優しいかというと、製造の段階でどれだけのCO<sub>2</sub>が排出されているのか。また、今度は処分に係るときには、重金属の処分ですから非常に環境負荷がかかるんです。これ、重金属っていうのは、環境に悪いといえば核廃棄物が取上げられることが多いんですけども、核廃棄物、放射性物質に関して言うと半減期というものがありますが、重金属は半減期なんて存在しません。永遠に有害ですから。このこともしっかりと念頭に入れておいていただきたいと思います。

では、次へ行きます。

○議長（信谷俊樹君） 1回座ってください。

○1番（閑田大祐君） 座れ、はい。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、3問目です。3問目じゃない、4問目か。

○議長（信谷俊樹君） 大丈夫かいな。

○1番（閑田大祐君） まあええや。

2の1の13、教育の島推進事業のことなんですけども、総額で1億円超えのような状況が続いているわけで、先ほど財調からの繰入れも含めて今後の町の財政の規模に対する圧迫という意味合いでいうと、これは経常経費として毎年掛かっていくものなので非常に大きな負担がかかっている部分だと思うんですけど、これについて今後どのような動き方をしていこうと考えておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 閑田議員の質問にお答えをいたします。

閑田議員のおっしゃるとおり、こちらの教育の島、特に高校の無料化については多額の費用を町は投じてる現状はございます。

その中で、国の新たな補助金、そういったものも活用させていただきながら、かつ一番

負担が大きいとこでいきますと学習交流センターの管理運営となっておりますが、こちらにつきましても使用者の利用料を今後は引き上げていく必要もあるのかとは思っております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 国の新たな補助金を活用していくという話もありましたけども、本来的に言いますと、これはほとんどが海星高校に関することなんですよね。海星高校というのは県立高校ですよね。県立高校を存続させるために我が町も必死になって、結局こういう予算を使うようになっているわけですけども、本来これを設置運営している県がもっとしっかり考えるべき話です。ここら辺について、町長はどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） ご指摘の点、ごもっともなご指摘なんですけれども、実は今年度であればどういう場面でそれを議場に出していったかということをやっと説明いたしますと、耐震化及び施設整備等期成会という全国組織で広島県の組織もあるわけなんですけれども、その中に各23市町が顔を連ねて話をいたします。そこで、首長が出るパターンと教育長が出てくるパターンがございます。教育委員会の県の施設課も含めてその場に出ているということはあっても、首長が出てくるというのは例えば今年の例でいうと熊野町と大崎上島町で、あとは教育長だったという中で、関連しとる施設整備の予算についてという発言をできるのが熊野町と私という形の2人しかいなかったんですけれども、その中でも要するに今閑田議員がおっしゃってくださった県の施設ですよと。

そういうところで、要するに全国公募をするところは中山間地域の学校はどこでもそういう形でしのいでいかないと難しくなってきた現状をどうお考えかということの質問の延長線で、寮が必要になってきておりますと。その点について、県としてもそれについて取り組んでいただくことを考えていただかない以上、これは基礎自治体の、それも小規模の団体においては非常に厳しいと。国と県とどうするかということをやっと考えてくださいということは申しました。

施設課のほうも、検討はやっていきますというお答えはいただいているんですけど、来年度についてはまだそこまで至ってないようなので、また引き続きその期成会という形でメンバーになりますので、県に対してはその場、国の文科省に対しては全国組織という形で活動してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、そのようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。  
では、次へ行きます。

4の1の3、狂犬病予防に関してなんですけども、現状この予防接種の接種率が全国で7割程度に低下しているという報道もあったかと思うんですけども、この辺について課長はご存じでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 閑田議員の質問に答えます。

今の狂犬病予防接種なんですけど、本町においては毎年4月に集団接種ということで町内で2日間行っておりますが、今令和5年度の接種率は7割弱でありましたが、今の基となる台帳、こちらのほうの登録の今整備をしてまして、そちらのほうで死亡届がなされていない犬を今台帳から抹消しております。その作業の途中なんですけど、本町でいいますとそこを消したら約9割ぐらいの接種率が上がってきとるところであります。

また、4月の接種に向けて、これから住民の方にはがき等を出すんですけど、多分その時点でしたら9割超えの接種率になると思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

この件にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。狂犬病というのは、感染してしまうと致死率100%ですから、これをもって100%を目指そうということで国を挙げて推進してきた結果として、日本国内で狂犬病の感染発症件数というのがゼロになるという、世界でもまれな清浄国として成り立ってきたわけです。

実際、全国でも2000年辺りぐらいまでは九十数%、100%に近い数字になってたと思うんですけども、それで安心した結果ということもあるのかも分かりませんが、ただ狂犬病というのは非常に恐ろしい病気です。これはせっかくここまで来ているのですから、絶えず啓発もしながら推進していただきたいと思います。

次が……。

○議長（信谷俊樹君） 座ってください。わーわ一言わんように。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 3の1の1、奨学金返還支援補助なんですけども、これについ

て、この3の1の1に該当している部分についてではなくて、ほかの業種についてはどのように考えておられるのか、該当するそれぞれのところでお伺いしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、もうちょっと絞ってあげてくれる。ちょっと難しいみたいないけえ、もうちょっと絞ってあげてくれる。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ほじゃ、今のはやめます。

じゃあ、次へ行きます。

2の1の7、大崎支所についてなんですけども、他の支所、公共施設については順次耐震化が完了していると思いますけども、大崎支所については耐震化の見通しはどのように考えておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 手を挙げてください。座って。

副町長。

○副町長（小田 博君） 大崎支所の耐震化についてでございますけども、今現在耐震化がないというふうに私も聞いております。これは、いずれにしても早いうちに耐震化をしていかなくتهはいけないということで今考えておりますけれども、どのようにするかということは今後の検討課題だろうというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 財政的にだんだんと厳しくなっている状況の中で、大きな事業もなかなかやりにくくなってくるとは思いますけども、ただ支所として、窓口として人口規模の一番大きいところの支所が耐震化がなされていないというのは、これは問題であると思います。また、そこで常時働いている職員の方もおられるわけですから、早急に検討をしていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、続いて7の1の4、野賀の海水浴場の整備に関してですけども、これは大串の海水浴場、キャンプ場等の整備に関して予算化されていたものをストップしていながら、大串の次は今度は野賀というような順序立てもされていたはずなんですけど、何で大串をほったらかしにして野賀へ行くのか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の質問にお答えします。

閑田議員のご指摘のように、最初は大串で実施するということを決めておりました。令和3年度に計画設計をさせていただいて、そのときに組織の中で検討させていただいたときに、利用者数の多い大串のほうからやっということになりました。理由としては、2か所を一遍にできればいいんですけども、予算が限りがあるということで、利用者の多い大串地区からやるということにしていたんですけども、事業説明、地元説明、また事業の実施計画を立てている間に、なかなか皆さんの理解が得られない状況が起きましたので、この理解が得られるような方向性の事業にしていきたいということで、一旦検討課題とさせていただきました。

その大串を整備することを止めるのは、観光振興についても止めるようなことになってしまうので、2か所整備計画をしていた大串が今検討中なので、野賀のほうをさせていただくように今予算要求をさせていただきました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今の大串の整備に関する説明、地元説明のところの話がネックになっているということですけども、これ民主主義に全く反する形の流れになっていると思うんです。それこそ、ごくごく少数の反対の声のために事業全体を中止してしまうようなことってというのは、そもそもあり得ません。そこを納得させたいと思うのであれば、丁寧に説明をしていきながら同意を得ていく努力をしなければならないはずなのに、その努力をした痕跡はないわけですよね。それをせずに、こっちが解決しないからこっち、おかしいでしょう、それは。どのように思っとるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員のご指摘のように、反対があったからやめるっという方向性ではないんですけども、結果的にそういうふうになってしまったという事実はございます。そのときに、説明するタイミングであったり予算を計上するタイミングであったりということも含めて、うちの組織のほうの対応が幾らか悪かったのかなというような反省点もございます。

全て反対があったらやめてしまうというような結論ではないんですけども、まずは理解が得られる方向性を持っていきたいということで、いろいろ交通量調査等もさせていただいたんですけども、なかなか理解が得られることができなかった。その点に関して、私たちのやり方等も検討させていただいて、今後中止をしたわけではないので、理解が得

られるような方向性を持って、また丁寧に説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 課長さんの立場もあるでしょうし、なかなかあれなんですけども、どちらにしても、正直この令和5年度において反対意見に対してじゃあ説得をしていくっていう努力を、その前の段階で今言う交通量の調査等をされていたのも存じておりますが、ただそれから全く進展がなかった、それに向けて何の取組もしようともしてなかったところは、きっちりと考えてほしいと思います。

そもそものが、観光資源として利用価値といいますか、周辺の施設や景観等も踏まえてなんですけども、観光資源としての価値として、今後その見込みがどちらが高いかといえは大串のほうが高いわけで、野賀の海水浴場に関しては、私は個人的にはもう清風館に指定管理でお任せするなり、必要な整備はしてからなんですけども、清風館のプライベートビーチのような格好で活用してもらうのがベターなのかなと思ったりもするわけですが、本当にうちの町が誇れる一番の集客力のある場所と私は思っているんで、ぜひこれは前向きに進めていただくようお願いいたします。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それでは、次の質問に移ります。

6の2の1、有害鳥獣対策なんですけども、カワウ対策の取組について少しお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 閑田議員の質問にお答えします。

カワウ対策は、毎年ドライアイスによる駆除と鉄砲による駆除を実施しております。ドライアイスの駆除のほうは、巣の卵のところにドライアイスを入れて卵が死滅するような方法で駆除をしております。鉄砲のほうは相賀島近隣の、今回でもやっていただいたんですけど、ため池等に向いて鉄砲による駆除をさせていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） カワウについては、うちの町ももう随分長いですが、もう十何年以上これに対して積極的に取り組んでいると思うんですけども、今のドライアイスについても、もうこれも長いですが。

今ちょっと報道等でも出てきたのが、例えば宮島で木がもう枯れて景観が非常に悪くなっているような話とか、カワウ対策をみたい報道が最近になってちらちらクローズアップされつつあるんですけども、このドライアイスの対策といいますか、ドライアイスを用いた対策を実施を始めた頃の話だったと思うんですけども、この本会議の答弁の中でもカワウについては1か所で駆除をやってもこれがいろんなところへ移動していくんで、広域的な取組が必要ですよという答弁が実際にあったと思うんです。

これについて、広域的といいますともう瀬戸内海沿岸全域という話になると思うんですけども、大崎上島町単独でいろんなところへ呼びかけていくってことがなかなか難しいといいますか、ハードルの高い話じゃろうなと思うんで、本来は県が主導してくれるんがいいんでしょうけども、そういった広域的な取組に向けての動きって何かありますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 広域的な取組の質問なんですけれども、まずはドライアイスの対策の説明になると思うんですけども、巣を作る場所っていうのが何か所かに決まっております。県北のほうでは、なかなか巣を作ってるようなところがあまりなくて、追い払いをしているような状況にあります。それが今閑田議員が指摘された、なかなか広域的にやらないと追い払いだけではできないんじゃないかという点だと思うんですけども、県のほうもうちのほうに来ていただいてドライアイスの効果を検証していただいて成果が出ているというのをいただいております。

県内で協議はしていただいているんですけども、例えば神殿島とか愛媛県になってしまふところになると、なかなかちょっとその辺も難しいような状況になってきますので、まずは県と協議させていただいて、県のほうからまた県同士で協議していただくように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） うちの町でも時々見られる光景として、横一列ではないんですけ

ど、カワウがざばんと海へ入って、ぶわっともうそこにすんでいる魚を一網打尽にするような勢いで捕獲しに行ってるような光景が目に見えたりしています。漁業に関しても非常に大きな影響が出ていると思いますので、ぜひ県をまたいだ広域化に向けて、うちのほうから県に対して情報発信、要望等をどんどんしていったほしいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） すいません。最後の質問になります。

6の2の2の15、ひろしまの森づくり事業なんですけども、これの現在の実施状況をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

ひろしまの森づくり事業でございますけれども、今年度大崎の八幡神社の付近の除伐ということで森林整備を行っております。今年、全てできるかという見通しもあったんですけども、現在のところ少し残っているようでございます。次年度も引き続き実施したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

このひろしまの森づくり事業、例えばほかとリンクさせることができるのかどうか。ただ、できるのであればこれを活用しつつ、例えばこの伐採した樹木をペレットに加工して、今重油価格等も、最近はやっと落ち着いてるのかなとは思いますが、燃料費の高騰のこともありますので、例えばハウス栽培の燃料に転換していくような道であったりとか、例えば里山づくりといいますか、島全体の景観の整備という意味合いも含めて、もうちょっとほかの事業、補助メニューとかがあればそういうものも活用しつつなんですけども、もっと有効に使っていく手段がないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森づくり事業等の木材を有効活用ということだと思いますけれども、県北のほうでは今ご指摘のあったペレットとか、有効活用されている事例もあるように伺っております。

ただ、うちの現在の状況でいうと、ペレットを活用する施設のほうの導入がどうなのかというところで、どういう補助金があるのか、これが現実的にその補助をもらって負担を

していただいて事業ベースに乗るのかというのは今後の課題と考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1 番（閑田大祐君） 今後の検討課題ということで、検討していくということなので、ぜひお願いしておきたいと思います。

森づくり事業の予算規模の中でやるとなると、当然事業規模が小さいんで、じゃあペレットがどれだけ生産できるか、消費量というか生産量が増えないと消費のほう、供給を受ける側にも推進もしていけませんし、いろんなほかにもこういうことに活用できるメニューがないかということもしっかり探りながらやっていただければいいかと思います。ぜひよろしくお願いいたします。きれいなよい環境の大崎上島を維持していけるようにお願いします。

私の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7 番（水橋直行君） 大きく3つ質問させていただきたいと思います。

15 ページ、全体の話でちょっとお伺いするんですが、今回の全体像としてですけれども、限りある予算の中、町民の皆様の安心・安全な暮らしを支えるため、より効率的かつ効果的な施策の実施を念頭に決めたということになってるんですが、これはそのとおりだと思うんですけれども、冒頭で町長の説明によると8%減の予算、削減をしたというような説明から始まったと思うんですが、数字上は確かにそのとおりなんですけれども、実際は昨年度終わった事業のため3億円余りのお金が今年度には入れる必要がなくなったとか、昨年度中止した事業のお金を入れる必要がなくなった等々のお金で8億円程度のお金が今年度の予算には入っておりません。実質的には、今年度予算は上がっております。

ちょっと普通に聞いてしまうと、削減して頑張るとるのうというてみえるような説明だったので、ちょっとその部分についてお伺いしたいんですけれども、先ほど閑田議員が質問したとおり、財調も取り崩した上で、来年度末は残りが13億円程度の見込みという予算だと思うんですけれども、通常ここ近年20億円余りの財調が残った状態になっていると思います。今の経済状況の中で、今までのように振り戻しで13億円とはいえ、ちいと増えてくるよというの見込みが薄くなってきております。

財政をどんどんどんどん絞れという意味は全くないです。必要なものは使うので何の異論もないんですが、冒頭のようにあたかも絞っていきよるような印象を与える説明をした

上で、今後実は上がっているのに下がっているような印象の下、町政をされてしまうと、財源がどこにあるのかというのがちょっと不安に思ったので確認なんですけれども、今回も含めて今後、来年度、再来年度を含めて財源をどこからどういうふうに引っ張ってきて、今の財政をもたそうと思っておりますか。

人口もどんどん減ってきている上で、収入は減っていく一方です、今のままだと。マイナス面をいっぱいいい言えとは言いません。プラスのことを言うて明るい未来を言うのは当然当たり前のことだと思います。でも、必要なことは絶対できるできるというてにこやかに言うだけじゃ済まないと思うんですが、どのような財源の確保をしていこうと思っておりますか。全体的な話ですが、お伺いしてよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○7番（水橋直行君） できれば町長にお伺いしたいです。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

まず、8%減ったということは、それを前年度と比べただけではなくって、実は過去令和に入ってから予算額は七十数億円ずっと経緯しておりました。昨年だけ8億円ぐらい伸びたという形で、自分としては通常ベースに戻したというような感覚では捉えております。ですから、8%減らしたといったことは私は冒頭、一般会計のほうでは最初にそういう出だしで入りましたけれども、施政方針の中ではそうではなかったと思っております。

それと、その財源をどうするかについては、実際通年ベースだったらプラ・マイ・ゼロになるんじゃないかといったところでなくなってきたところのほうが非常に大切なところで、それは国庫自体の要するに交付関係が非常に厳しくなっております。国のほうに物申すようにというご指摘もいただいたように、国としてどうするかといったところがない限り非常に厳しいところはございます。

とはいいいましても、予算をつくっていかなくてはいけないときにはということで、ふるさと納税のことについてもできる限りのことをやってみたいということを何度もご説明をさせてもらったこともありますけれども、そういう点で解決策というのを増やすといったところでは非常に厳しいものがございます。

そういった中で、削るということも今の時勢、この施策というものは行政が支えていかなければならないところがあるので、いずれにしても財政的なものの考え方を長期総合計画

の中で考える中で、どういう基金の面も見て整理をしていくかということは長期的な視点で考えていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 僕の質問の意図というのが、実際前年度、その前から下げても8%も下がってないのは事実なんです、そういうふうに誤解されないように、今実際に財政は厳しいんですよ、だからこういうふうにしとるんすというはっきりした指針が欲しいという意味で質問させてもらいました。この質問に対しては以上で終わります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 次にですが、3の1の3ですが、シルバー人材センターについての質問なんですけれども、これ以前僕も一般質問でつくったらいかがかという質問をさせてもらったことがあったり、他の議員もそれ以前にしたことがある話なんで、ぜひぜひ有効に高齢者の方、これは今まで世話になった方にもまたこれからお世話になるのも心苦しいところではありますが、ぜひぜひできる能力を使っていただきたいという部分でちょっと質問なんです、以前説明していただいた上で、町としてやるのは難しいんですっていう答弁をいただきました。

その理由というのが、あくまでも民業圧迫になるであつたりとか、社協のほうで似たような事業をしているので難しいんですという回答だったんですが、その辺に対しての対応というのがどの程度できとるか、結果できとるけんやるんだと思うんですが、できとるかという部分と、実際に事業内容で細かな部分でどういうサービスを行っていこうかという部分を教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

これまで議会からの質問では、財政的な面や会員の確保、発注量の確保等が難しいため困難というふうに答弁をさせていただいておりましたが、これは今現在でも大崎上島町の現状は変わってないと思います。

ただ、現在の町内の状況は、いろんなところでの場面で人手不足がとても顕著であり、また元気な高齢者もまだまだ多数いらっしゃいます。ですので、むしろ今こそこういった経験と生活の知恵を地域のために提供していただいて、生きがいを見つけ出していただくことが重要じゃないかというふうに考えておりました。

また、昨年就任された谷川町長もシルバー人材センターの設立を課題として上げていらっしゃいましたので、昨年中に福祉課のほうで広島県シルバー人材センター連合会のほうも訪問させていただいたところ、高年齢者等の雇用の安定に関する法律で、国及び地方公共団体は定年退職者の方々の臨時的かつ短期的な就業や生きがい等についての必要な措置を講じないといけないというふうに規定されていることと、県内では本町と安芸郡1町の2町だけがつくられていないことをお聞きしております。こういうことをもちまして、シルバー人材センターのほうの設立を今回計上させていただきました。

今後の予定ですが、設立準備委員会を設置し、10月の事業開始に合わせて会員の募集を行っていきます。先ほども話がありましたが、特に家事援助サービスと育児サービスのほうを拡大していきたいと思っておりますので、女性会員のほうを積極的にちょっと会員のほうへお願いできたら、そういったサービスのほうに通じていくと思いますので、その辺も行ってまいりますし、民業圧迫のほうも商工会等を通じて町内の事業所のほうにシルバー人材センターの趣旨や仕事内容を丁寧に説明して、理解をいただけるように行ってまいります。

また、今後は独立した事業体として法人化も数年以内に目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 趣旨も十分分かりましたので、地元地域の方というか民業圧迫に関して特にですけど配慮をした上で、お互いが尊重し合えるような事業になれるように導いていくようによろしくお願いします。

この質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 2の1の6かな、カーボンニュートラル推進事業についてなんですけども、昨日の一般質問とちょっとかぶるところもなきにしもあらずなのかも分からないんですが、昨日の話にも出た水素の事業について、ちょっと詳しくどういう事業だったかというのを教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

こちらの水素の事業に関してですけれども、令和2年11月に環境省のほうから直接水

素の活用を離島のモデルとしてやることができないかというご相談をいただきまして、あくまでも主体については民間事業者等々の応募になりますけれども、町が共同して事業を展開していくと。そういった中で、当時地方創生の包括協定を締結しておりました事業者がおりまして、そちらが主体となって、町は側面、協力団体ということで参画をいたしておりました。

そうはいっても新しい分野の事業でございますから、こういった水素を活用してできる環境にあるかどうかということを事前に調査する必要がある環境省のほうであるということで、既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・F S調査事業というものを令和4年度に事業者のほうを受託をして、1年間この大崎上島でその水素のモデルができるかどうかということを検証いたしました。町も協力自治体として参画をしております。

その中で、実際にできるという判断がありまして、令和5年度に2次募集ではありましたが水素の実証調査に主体となる民間の事業者が応募されて、結果は残念な結果になったというような経緯でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） この事業、当初から協定を組んだりするときにも議会にも説明があり、その企業からも議会のほうに説明があつたり等々して、積極的に動いとったと僕は記憶しておるんですが、しかもこの費用は環境省のほうから言うてきた上で、採択されれば100%国のほうからお金が出る事業だというふうに説明を今まで受けておりました。

その上において、これは聞くとところによるとというか、昨日の説明でいうと事業者の不備があつたけん駄目だったという説明を町長のほうから受けましたが、町のほうが急にちょっとみたいな雰囲気があるのだというふうな説明を受けた上なのですが、なぜ国がお金を出してくれる事業において、しかも企業誘致という形で今町が一番喉から手が出るほど大切なこと、しかも今世の中カーボンリサイクル、しかもうちの町はゼロカーボンシティ宣言とかして、ゼロカーボンに対しては寛容なはずの町にもかかわらず町が積極的な支援等々ができなかったかというのがちょっと疑問に残るところです。

また、昨日一般質問の中で企業誘致の話が出たと思うのですが、町長は説明に來た後、待ってる状態ですとおっしゃられました。待ちなんですか、うちの町は。積極的にウェルカムなんだ、来てほしいんだと言わないといけないと思うところなんですけども、これがゼロカーボンシティ、違う話をまだ多々聞いた部分があるのはありますが、もう言うた言

わんとか等々の話になるのも得策ではないと思いますので、昨日の企業誘致も含めた上で、積極性に足りないと思うのですが、この企業誘致という観念、ゼロカーボンを中心に、これは特に町の財政は圧迫する必要もないお金、しかも積極的に今までやってきたのが急に離れた。ちょっと理解できないようなことが起こった1年だったと思うんですけれども、の上で、昨日の企業誘致という部分で、町の企業誘致、サテライトオフィスを一生懸命予算をつけてやります、ウエルカムです、どんどん来てください、ぜひぜひ来てください、うちの町はこういうところですからアピールをどんどんしながら勧誘しないといけない立ち位置の人、その長たる者がなぜ待ちなのでしょうか。その辺について、ちょっと一言いただければと思います。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 昨日申し上げた本意は、まず会ったときに私もかなり積極的な形でお話を聞き、またこの町として今課題としてカーボンニュートラルはなくてはならないことだということも話をしております。

しかし、そのときに判断基準、その国が出すお金というのは1年、2年、3年、いろいろな制度がございます。しかし、その後のことを考えておかなければならないと常に思っております。なぜそういうことを申しますかという、先般から大崎クールジェンの存続について議会とともにという形で親企業のほうに行かさせていただいたりということを今しておりますが、それはやはりその企業が続いてここにどういう形でいるかということが前提で、大崎クールジェンなどはぜひ来ていただきたいという切実な思いがあります。

今回、昨年というか今年度でございますけれども、お話をしたところにつきますと、あまり詳細なことをどこまでお話ししていいかというのはございますけれども、国のほうから実は非常に心配をしておるというのが、私が就任した2日後にそういうお話を国のほうからいただきました。実際、そのポイントとしては、実際事業は3年間でやって、おっしゃるとおり数億円オーダーで事業がつくと、しかしその3年たった後に地元でそれを運営していくに当たっては、それだけの経費を誰かが持たなくてはいけないと、そういう話があるわけです。

そのときに、その事業体がこの大崎で地元の企業と非常に連携を取って、かつ地元でやっていく部分の下支えをして一緒になってやりたいということがあったかどうかについては多くは語りませんが、非常に国も心配しておったと。ましてや、私もお話をして非常にそこは心配であった。ですから、取ったのはいいが、チャレンジはした方がいいが、そ

の後経費を数億円、じゃあ町が立て替えるか。先ほども財政状況がございました。そういうことまで考えて物事は決定していかなくちゃいけないというふうに考えております。

それは個々の事例なんで、あまりこの場でそれ以上のことは申しません。しかし、そういうことを考えながらやっていく。気持ちは、協定を結ぶ間に僕は最初はすごく前向きなことをどの会社に対しても申し上げるようにしております。その中で、待っていると言ったのは、そのことを受けてそれぞれの社がどういうふうな動きをしてくださるかという意味で待っております。

ですから、単に待つて、要するに来るのをただ単に茫然としてるというのではなくって、こちらからある程度提案をしつつ一緒に何ができるでしょうか、そしてかつ地域で根づいていただけるということです。単に立地ではなくって、地域でいろんなことを一緒にやっていただけるかどうかという判断をしているというところでございます。

ですから、企業誘致というのは非常に業種によっていろいろなものがございます。そんな中で、水橋議員がおっしゃるように前向きにどんどんやっていかなくちゃいけないのは全く同じ気持ちでございます。

ですから、その中でうまくいかなかったときどうなったかというのはいろいろな事情とか、また言い分はあろうかと思います。しかし、私としては議会に対してもちゃんと説明できる理由を持ってそのことにやっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 一番最初に言わせてもらったとおり、あまり言うた言わんという話をしても仕方ないと思いますので、実際これはちゃんとユーチューブでも流れております。実際、僕が聞いている話とは大分違う部分がありました。実際に僕はその場におった当事者じゃないので、後にいろんな説明を聞いとるだけなので、言った言わないの説明はここでする気はありません。

ただ、実際の当事者の方々は実際に今の言葉も全部聞いとると思います。きれいな言葉を述べて言うのは、僕は反則だとは思うので、しっかりと前向きにというのは全部やって取れという意味ではありません。しっかりしたやっぱり検討をしていただいて、全て昨日の一般質問でもそうでしたし、今のカーボンリサイクルのもそうでしたが、せっかく来ていただいた、頑張っていたいただいた企業が悪いというような言い方で全てを終わらすのはや

めていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋議員の予算についての質問を終わります。

暫時休憩いたします。

13時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより質疑を再開いたします。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 1問お願いいたします。

ページは63ページで、予防のところがなんですけども、新型コロナウイルスワクチン接種の予算を3,100万円ほど取っとるんですが、今の現状をちょっと分かれば知らせていただきたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 渡辺議員の質問にお答えします。

今のコロナワクチンですけど、この3月31日までは公費負担ということで国のほうが予算を持ってきて、ワクチン接種のほうは全部補助金で済ませてるんですけど、この3月31日をもちまして終わるということで、来年度、こちらのほうはもう町の持ち出しということで、ワクチンの接種1回分を今予算計上しとるところであります。

対象者は、今うちがインフルエンザ、こちらのほうのワクチン接種も高齢者65歳以上とか、あと乳幼児とか妊婦さんのほうへ無料接種をやってるんで、そちらのほうと併せて1回分の予算ということで、1回ワクチン接種が今のところ国の発表ではワクチン、注射針、注射器、こちら合わせて1回が7,000円ということを出されているので、そこで3,600回分を予算計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） じゃあ、この予算は町の持ち出し予算だけということですね。分かりました。

それで、さっき言われたんですけども、このワクチンはコロナだけではなくてインフル

エンザも含まれとるということですか。ほかに予防注射が含まれとんですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 今の説明はコロナだけで、またインフルエンザのほうは別のところで予算計上しております。

○3番（渡辺年範君） 了解です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 43ページの総務費、総務管理費、財政管理費、ふるさと納税推進事業についてなんですけれども、以前地域猫活動に賛同される方から地域猫グループが所属しているNPO宛てにふるさと納税をしたところ、最終的にそのグループまでお金が行き着かなかったという事例がありまして、このような地域猫ですとか、地域猫に登録ができないけれども野良猫の不妊去勢手術をするという場合に、町の予算としてはなかなかつけるのが難しいかもしれないんですが、動物愛護の推進というところでふるさと納税に別枠を設けてやっている自治体もあります。

これに関しまして、ふるさと納税、新年度何かそのようにふるさと納税において動物愛護の枠をつくって野良猫対策、野良犬対策に利用するというお考えはありますか。

○議長（信谷俊樹君） 自分でええんか。どっちが受けとんや。ふるさと納税をどっちが受けて対応はどっちでしよんや。自分とこで済むんであれば向こうでやりゃんにや、その隣でやりょんや、どっちしよんや。

○総務課長（山本秀樹君） 向こうです。

○議長（信谷俊樹君） もうええ。

じゃあ、総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

次年度、猫等の対策についてふるさと納税で事業、そういったものを設けるかということについてだと思いますけども、今現在それに特化したものを考えているわけではございません。ふるさと納税認定団体、一般のものについては町のふるさと納税一般寄附として受けますけども、認定団体等、そういったところでそういったものをしているところに、事業の中にそういったものがあればその認定団体等へ指定してする寄附についてはそちらの指定団体のほうに今年度と同様にしていく予定ですけども、新たにそれに特化したものをつくる予定はございません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） これに関しましては、町内外の方からの要望などもありまして、動物愛護に関する枠があればそこにふるさと納税したいというご意見もありましたので、つくっていただけたらと思うんですが、町長のお考えをお伺いできますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 森議員のご質問にお答えします。

何度も繰り返してますけれども、団体ではなくってどういった事業、種別、目的にかなうものがふるさと納税でどういう形ができるかという形を検討させていただこうと思っています。

ただ、それがいつの時点でできるかということについては少しお時間を頂戴して、できる限り長期総合計画の中でその区分も含めて考えていこうとしてるところなんで、少しお時間を頂戴できればというふうに思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） それでは、次の質問に移ります。

77ページ、商工費、商工費、交流定住推進費の中の民泊です。体験型修学旅行誘致事業、民泊に関してなんですけれども、先日の全員協議会の説明のときにも質問したんですが、令和6年度は14校受ける予定ということで、5月、6月の前期と9月から11月の後期に分かれているんですが、前期の中でも予約を受け付けた時期によって料金が新料金のもものと旧料金のもものが交ざっているという説明でした。

これに関しましては、民泊受入れ家庭のほうで同じ期間内でこの学校を受けたから新料金、この学校を受けたから旧料金というのは不満も出てくるのではないかと思います、その辺りいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森議員の質問にお答えします。

予約内容によって旧料金と新料金の区別がついているというのは、この前委員会のほうで説明させていただきました。これに対して、受入れ家庭への支払いに関する質問だと思うんですけれども、今検討中でこうしますという明確なことは言えないんですけれども、この1年、令和6年度に受け入れた家庭に対して旧料金で学校のほうから支払いがあったので旧料金で支払いますというのは、ちょっと不公平感があるのかなっていうのを事務局の中でも話し合ってます。今後、検討する課題の一つとして、案としては全て新料金の形

で物価高騰対策で新料金に上がったので、物価はもう高騰しているので、受入れ家庭に迷惑をかけないような体制づくりにはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 次の質問に移ります。

同じく77ページの商工費、商工費、商工観光施設費で、野賀の海水浴場についてなんですが、これも先日質問させていただいたんですが、駐車場が海岸の上のところに8台のスペースがあるということで、この駐車場のスペースを広げられないかということに関しては今のところ土地がないというところで、拡大する予定がないという話だったんですが、お金をかけて今ある古い更衣室ですとかいろんなところを整備して人が来られるようにするのにもかかわらず、車が8台しかないということで、夏場ですとか観光客と地元の方が集中する時期については、清風館のほうから来られる方もいると思います。坂道もありますので、清風館に泊まれた方、またこれから泊まれる方も海岸になるべく近い駐車場に止めることになると思います。

また、バーベキューなどされる方がいたりですとか、着替えなどいろいろ荷物もある中で、ふれあい郷土資料館の駐車場も利用できるという話だったんですが、多分約100メートルぐらい離れていると思います。その距離を荷物を持って小さなお子様なども連れて歩いてくるというのがなかなか難しいのかなと思うんですが、もちろん施設が古くて汚いよりは新しくてきれいなほうがいいとは思いますが、その辺りの駐車場の利便性の問題をクリアにしてから改装するというプランに移ったほうがいいのではないかなと思うんですが、その辺りの検討はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森議員の質問にお答えします。

実際に駐車場が8台しかないというのは現実的なことで、この前も委員会で説明させていただきました。今回、整備させていただいて、観光客数を1,100人から約4,000人、4倍ぐらいの推移で見込んでおります。現実には、今夏場に8台の駐車場であっても足らないような状況があるっていうのは、地域経営課の中でも把握しております。

今後、駐車場を整備していくっていうのは近々の課題だとは思っていますが、駐車場を確保してから野賀の整備をするっていう考えはございません。今、予算要求させていただいた野賀の整備をさせていただいて、近々に駐車場も整備していかないとはいけない

かなというところも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○８番（森 ルイ君） 次の質問に移ります。

８７ページ、教育費、教育総務費、事務局費、園児・児童・生徒送迎事業なんですけれども、こちらは学校のスクールバスについてなんです、こちらも以前全員協議会のときにも質問させていただいたんですが、今現在ですとスクールバスの対象の地域、居住地域によって低学年、１年生のお子さんでも１時間ほど朝夕歩いて登校しているという事案もあります。

保護者の方が１時間でも歩いていかせたいという思いがあるのであればそれでいいと思うんですけれども、夕方暗くなってから帰ることもあるかと思います。特に低学年に関しましては、希望があればバスの通学、バス通学をしているエリアとそうでないエリアの境目付近の児童・生徒の方については、保護者に聞き取りなどをして希望があればスクールバスなり路線バスの利用を認めるという措置をしてはいかかかと思えます。

新年度も４月から始まりますので、その点、前回の全員協議会から今日までの間に検討されて何か進んだところがあるのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の質問にお答えします。

スクールバスの件ですけれども、この間、校長先生のほうから今指定している区以外の、ちょっと具体的に言いますけれども、鮎崎地区に近い垂水地区とかそういった辺りだと思なんですけれども、その児童が遠距離通学がなかなか厳しいということでバスの活用といったオーダーっていうのが出てきておりませんで、先般委員会の中で森議員のほうからそういうふうな声があるよっていうのを聞きして、それ以降、校長のほうにもそういう希望があるんじゃないかという問いかけはしたところです。

具体的なそういったオーダーはないということではあるのですが、じゃあ現実には長時間かけて登校しているっていうのは事実あるわけでしょうから、ほかの学校も含めてそういう案件があるかどうかというのを再度教育委員会のほうから各学校のほうに照会をかけて調整をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○８番（森 ルイ君） 特に、絶対使わせてくれというような要望を受けたわけではなかったんですけども、町全体として皆さん長く住まれてる方も多いので、兄弟ですとか近所の子がバスを使ってたからバスを使える、もしくはバスを使っていなかったから歩いていかなければいけないという思いが頭にあるのだと思います。

なので、積極的に学校に申入れをしていないからといってそういう要望がないというわけではないと思います。なので、アンケートをするなり、全員ではないかもしれないんですけど、例えば徒歩が３０分以上になるエリアですとか低学年のお子さんの保護者の方にアンケートをするなど、積極的に意見を聞くという意味では、何も言われてないから何もないという姿勢ではなく、これについてはどうでしょうかということで積極的に意見を集めるということも必要だと思いますので、そのようにやっていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 先ほど申し上げましたように、校長のほうに問合せをして、事実そういったことがあるのかっていうのをまず把握をして、先ほど言いましたようにそれはまだ聞いてないよというふうなことではありました。

ただ、今議員言われるように、なかなか言いにくいであるとか、この間の事例をそのまま踏襲するというのがやはりこの狭い地域の中であるようでしたら、またちょっと考えるべきだと思いますので、先ほど申し上げましたように校長のほうにそういったことがあるかどうかっていうのを照会をかけて、確認を含めてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○８番（森 ルイ君） 次の質問に移ります。

同じく８７ページの教育費、教育総務費、事務局費で町立学校情報機器等整備の中で、電子黒板ですとか教職員のパソコン、学習用ＡＩドリルなどが含まれるのですが、今日の報道によりますと、学習用端末で民間業者の学習用アプリを利用する場合に、各自治体の判断によって児童・生徒の氏名やテストの結果、心理状態などのデータを集めているが、これについての取決めですとか契約の内容というのがまちまちで、改正個人情報保護法が昨年４月に施行されて、自治体も個人情報を取得する場合は利用目的を具体的に定め本人に知らせるよう義務づけられたということなんですが、それを特に目的を定め利用範囲を決めている自治体と決めていない自治体があるということで、情報が際限なく使われるお

それがあるということで報道を読みました。

なので、本町においてはそのような、今後A I ドリルをアプリなどで利用するのかウェブサイトで利用するのか分からないんですが、このように学習の状況ですとか子供の状態などを情報収集するという観点で取決めなどがあるのかどうか、またない場合には今後そのようなものをつくって契約をしていくのかどうか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 現在のところ、そういった取組に沿ってうちのほうでルールを完全につくってるかという、そこまではできていない状況かと思います。令和6年度から、この間はG I G Aスクール構想ということで令和2年度に整備したタブレットなり校舎内のネットワークの構築、家庭内のW i - F i 環境の整備ということでやってきたわけなんですけれども、6年度からは当初予算に上げさせていただいたとおり、本当の本格的なI C T、D Xを含めた形で進めていくというような形になります。

そういった中で、そういったアプリケーションであるとかもろもろの部分について、その利用規約なり、あと町内のほうで学校、児童、教職員も含めて使用していただく際の部分につきましては、そごのないような形で、今教育情報化コーディネーターも委託をお願いしておりますので、そういった部分についての事務的な整理というんですか、そういったものも確認をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） もういいです。

ほかにございませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） コロナの件で、今のコロナの患者の発生状況を知りたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

コロナの発生状況なんですけど、この1月、年が明けて1日平均5人、2月になりました1日平均3人、3月に入ってもこの辺の数字が横ばいというような状況であります。今私が言よう数字は町のホームページにも掲載しているんですけど、これは町内のうちの医師会に検査へ行った結果であって、町外で受けた数とか家庭内で家族がなってコロナの症状が出ても、もうコロナだろうということで医療機関に行っていない方もほかにいっし

やいますので、今発表してる数字よりはかなり多い数字だと思っております。

○3番（渡辺年範君） 1日5人になるん。

○保健衛生課長（竹下良二君） 1日、発症率。

○3番（渡辺年範君） それ30日だったら。

○保健衛生課長（竹下良二君） 90人と150人。

○3番（渡辺年範君） 30日掛けていけば分かりました。

○保健衛生課長（竹下良二君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 41ページをお願いいたします。

総務課長にお伺いしますけど、41ページの需用費480万6,000円……。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、マイクを持って話さんとマイク。

○2番（森若 厳君） ごめんなさい。

○議長（信谷俊樹君） 何言いよるか分からん。お願いします。

○2番（森若 厳君） 41ページの、総務課長にお伺いするんですけど、一番下に需用費480万6,000円とありますが、この費用の中には町の広報費も入ってんのですか、入っておりませんか。

それと、今言うように仮をこれをこさえた場合に、広報紙を。一部幾らかかるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

2、1、1、ページが41ページの需用費に町広報のものが入っているかというご質問についてですけども、この2、1、1の需用費につきましては、町広報の費用は入っておりません。この中身につきましては、一般管理総務費の事務費とか職員研修費、また職員の衛生管理費等に要する事務のものの需用費がこちらの需用費でございます。

広報につきましては、企画課長より答弁いたします。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 森若議員の質問にお答えをいたします。

現在、広報の依頼に関しましては、1ページ当たり幾らというような計算で発注をお願いしております。今年度の実績でまいりますと、1か月当たり4,100部の発行をさせ

ていただいております。単純にそれを割り算しますと、1冊当たりですと96円という計算にはなります。

○2番（森若 厳君） 幾ら。言うところ分かんけど聞き取れなかった。

○企画課長（川本亮之君） すいません。1冊当たり96円という金額になります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 今これ企画課長が言われまして、これ企画課長、ここにおたくがこさえた資料じゃと思うんです。これを見ますと、町広報紙1万9,690円掛け20ページって書いとんです。ということは、1ページにこんなにするのか、そんなにせんじゃろう。この書き方はこういう感じに取られるよ。書くときには、今言うように1冊幾らじゃったら1冊掛けることの何円、掛けることの12か月、掛けることの4,100部なら4,100部、そういうふうに書くのが筋だと思うぞ。これ見たら、へと思うぞ、この金額見たら。書き方がおかしいぞ、これ。これ見て調べたら、もうずっと前からじゃった。あんたが悪いんじゃないんよ、前の前任者が悪いん。どうする。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 一部誤解を招くような記述等が生じたことはおわびいたしますが、この業界の慣例で1ページ当たりというこの発注の仕方については、そういう形で契約はさせていただいてるんですけれども、今後につきましては一部当たりというような形で記述をしてまいりたいと思います。ご理解いただければと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、今言うように、もっとぱっと見られても皆さんがすぐ納得するような書き方してくれえの。それは企画課だけじゃないんよ、言いとうないんじゃけど議会だよりも同じようなやり方なんよ。議会だよりもこういった感じの書き方しとんよ。ということは、どなたが悪いかは言やあへん、わしも、口が裂けても。そういうことです。次に質問します。

○議長（信谷俊樹君） ほかにご質問はありませんか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） はいじゃ、ちょっと2問ほどお願いします。

6の3の30になるんですか、栽培漁業の新魚種導入事業なんですけど、これは何年かにわたってずっとやられとると思うんですけど、今回新しい魚を取り組むとか何かそういう今の内容を教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 幼稚魚放流の件だと思うんですけども、今新しい魚種っていうのはありません。毎年やっているタイとかメバルとか、あとヒラメとかというようにいろんな魚種をやっとるんですけども、新しい魚種っていうものはございません。

○5番（尾尻康二君） もう1問お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 座ってから言うてくれる。尾尻議員、さっきから座って。再度質問のときは再度というて言うてくれんね。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 96ページの10の4の11なんですが、郷土史の編さん事業なんですけど、これも何年かにわたって行われとる事業だと思うんですけど、現在までどの程度進まれとるんかと、ほして今後いつまで予定されとるのか、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 尾尻議員の質問にお答えします。

町史編さん事業ですけども、令和3年度にスタートして来年度、6年度で一応完結の事業になっております。

ただ、編さん作業でいいますと、編さん委員の皆さんはもともとご高齢だったということもあたりでありますとか、中心的に業務を担っていた方が急にお亡くなりになったとかいろんな予期せぬ出来事っていったものがありまして、正直申し上げますと当初の予定どおりには進んでいない状況ではございます。

ただ、令和6年度については一定程度の成果を上げるべく今回の予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

ほかにございませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 45ページにありますカーボンニュートラル推進事業として4,663万円を計上されておりますけど、この中には学習交流センターの太陽光の事業も入っと思うんです。その中で、今年5年度に5か所太陽光を集会所に設置したんですけど、その費用が委託費を含めても3,757万7,000円なんです。この学習交流センター1か所だけでなぜ3,594万円とこういう高額になるのか、その理由を説明しても

られませんか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 森若議員の質問にお答えいたします。

このカーボンニュートラル事業、総額の中に関しましては、本庁、支所のE Vの充電用のコンセントの整備事業、その他の事業も全て含まれておる金額としてご理解いただければと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、説明になつとると思う、今の答弁で。自分は、何で1か所でこれだけ高額になったんですかって、その理由をお伺いしたんです。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 失礼いたしました。

太陽光の学習交流センターの設備設置計画ですと、事業者の見積りでございますが、見積りの総額を3, 047万円ということでお見積りいただいておりますので……。

○総務課長（山本秀樹君） 集会所の工事料はこれじゃけえ。

○企画課長（川本亮之君） 集会所の工事については4, 300万円ということでありましてけれども、規模が学習交流センターは大きいということでこの金額になっていると考えております。

○2番（森若 厳君） 何で高くなったんかということを知りたい。

○議長（信谷俊樹君） ちょっともう一回言うけども、簡潔にどこがどうしたかというて、どこのポイントだけ言えばええんや、訳の分からんことをああじゃこうじゃというて、何をよんか。

企画課長。

○企画課長（川本亮之君） すいません。

こちらの太陽光のパネルにつきましては、容量の大きさが基本的に違っておりまして、こちらの学習交流センターにつきましては20キロワットの蓄電容量でございまして、それに対して集会所につきましては6.5ワットということで、非常に小さいワットのものが置かれるということで、内容がかなり違つとるということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 終わりにします、この問題については。

ほじゃけん、僕が言いたいのは、要するに今規模がでかくなった、そういうことはアバ

ウトなんよ。要するに、パネルヒーターがこの5か所で何枚ありましたと、ほいでこれだけ費用がかかりましたと。学習交流センターはパネルヒーターが何枚必要ですからこれだけの金額になりましたって、そういう説明をするんが僕が聞いた答えじゃった。ただ、アバウトに規模が大きくなりましたじゃあ、そりゃあ駄目だよ。もういい。次の質問に移ります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 73ページの、いいですか、一番下に林道丸尾・木越線改良事業として1,764万円をこのたびは計上しております。ほいで、この前聞きましたら、一応その長さが4,000メートル近くあって、改良するのは2,000メートルぐらいですと。総事業費は約2億円ぐらいかかると言われました。この目的を教えてくださいませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

このたびの令和6年度の予算に関しては、落石防護ネットということで、直接的な目的は林道に落石が落ちるのを防止するというのが目的でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 分かりました。

この林道、どなたが利用されますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 利用については、現在落石が多くて通行止めとしておりますので、現在通常の利用はしておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） これで終わりますけど、課長、またこれ私が得意にしております大久保線と一緒に生活道路じゃという説明はしないでつかあさい。これは先にくぎを刺しておきます。答えはいいです。次。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員、手を挙げて。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 81ページ、ここに県営の急傾斜地崩壊対策事業としての負担金として一応700万円を計上しております。その内訳は、今言いましたように鮎崎西地区が50万円、長江が400万円、正畠が75万円、花條が50万円、大串も50万円で、

下名川というんか、あそこが100万円なんです。ほじゃけど、この花條地区が上がったのは単県から県営に変わったと思うんです。そのときには、たしか300万円の県の事業費で150万円だったか、負担金がついておりました。ほじゃけ、その負担金は減額されとったんです。ほじゃが、4年度も5年度も500万円の県の事業費で負担金は50万円です。ほじゃが、私に言わせれば4年度には事業の動きは何にもありませんでした。見たら、その50万円の減額あつとるがというて、それも私が見た範囲では分かりませんでした。ほして、5年度も500万円の事業費で50万円の負担金がついとりました。

ただ、5年度は申し訳程度に少しばかり測量しましたから、ほじゃがあれだけの測量しただけで負担金が50万円というたら到底及びもつかんのです。性懲りもなく、またこの6年度も県の事業費は500万円で50万円の負担金をつけておりますけど、県はやります、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県営事業負担金の話でございます。

この花條地区も含めて、この県営事業については県のほうに事業内容について確認をして、令和6年度についてこの予算が必要ということを受けておりますので、現在のところ県はこれを実施する予定であるということで予算計上させていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ほいじゃ課長、4年度へ上げた負担金の50万円です、あれはどのように処理しました。ほいで、5年度分はどのように処理しました。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 4年度分、5年度分については、測量試験費と伺っております。実施設計が終わっておりますので、その測量試験費だと考えておりますけれども、契約金額、細かいことについては県に確認しないと今この場では分かりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） これしたら終わりじゃけえ。

課長、これ実施設計がどうのこうのと言われましたけど、まだ測量しよんのにもう実施設計できとん。これ5年度の9月の秋小口に測量に来たんよ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県のほうから実施設計ができましたというような話を受けております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 次は84ページの、ここの住宅建設費の中にあります委託料として235万2,000円ありますが、これは定住促進住宅建設事業とある、どこに計画しとんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 定住促進住宅事業でございます。この事業については、これから検討するという内容でございますので、位置も含めて住宅の大きさも、その他もろもろ計画をしていくという予算でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 確認します。はいじゃ課長、これからこの場所は検討するということですね。そう取っていいですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） そのとおりでございます。

○2番（森若 徹君） 待ってね。もう一問だけこらえて。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 86ページ、水防費の中に委託料として897万7,000円あります。これは何の委託料ですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えいたします。

水防費の中の委託料でございますが、水防費の委託料が897万7,000円ということの内訳ですけれども、垂水排水機場の維持管理費といたしまして184万2,000円、これについては垂水ポンプの保守点検とか公園の整備とか樋門の管理費、また垂水排水機ポンプは高圧なんですけれども、そこの保安管理等を含めて垂水排水機場が184万2,000円、また西野干拓の排水機の管理業務といたしまして約70万円、また災害時等の臨時運転、これは24時間体制と申しますか、非常時のときに運転等していただく経費ですけれども、その業務代として132万円、また全協のときに説明させていただきました、西野干拓排水機場はポンプが3機おるんですが、その300のポンプにつきまして20年以上経過しているというところで、分解整備をするということでその委託料が510万円強を合わせて西野干拓排水機場の維持管理費として713万5,000円、この垂水と西野を合わせまして897万7,000円でございます。

○議長（信谷俊樹君） いいです。

○2番（森若 徹君） はい。ありがとうございます。

僕の質問はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） はい。

○2番（森若 徹君） もうええ。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、はいって言った。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） じゃあ、もう一問ちょっとお願いします。

8の4の5なんですけど、長島大橋の維持管理費なんですけど、以前もちょっとお願いしたことがあるんですけど、長島大橋からの自殺者が結構多いということで、その対策を何かこの橋へ取っていただけないかということで以前委員会等でお願いしたことがあるんですけど、この管理費とかでは利用して行うことはできないんでしょうか。また、ほしてそれが無理なら別で補正とかで考えていただけないか質問します。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、予算の話でいきますと、この予算内では不可能でございます。

対策としては、明るくするとかということで照明については以前消えてたんですけども、その辺は直していくと。あと、一応転落防止の柵はあるんですけども、その上にさらに柵をつけるかとかという話もあったんですけど、海上で風が強いとか、柵以上の柵をつけるっていうのは合理的でないということで、今できておりません。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 防護ネットなどで対策はできないもんですか。一部の部分にです。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 防護ネットを全てに、400メートルほどあるんですけども、これを全てに張っていくとなるとかなりのお金が必要ということで、なかなか転落防止柵以上の柵を今の橋につけるっていうのはなかなか公費では難しいのかなと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） ごめんなさい。77ページに野賀海岸のキャンプ場の整備計画が上がっていましたが、これは今言うように大串が頓挫というたら大変言い方が悪いですが、ああいう状態になりましたから、今さっきの課長の説明では野賀海岸を先に整備すると。ということは、この出来上がとった大串キャンプ場の整備計画というんは一遍チャラになるわけ、課長。そして、もう一遍再度こっちへ返る、それだけ教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 森若議員の質問にお答えします。

その計画がゼロになるというわけではございません。その計画を基にまたどういう方向性を示すべきかということを検討させていただきたいと思っております。

○2番（森若 厳君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 先ほどの尾尻議員の長島大橋からの自殺者っていうことなんですけども、最終の自殺者が出たという言い方がいいか悪いか分かりませんが、あの当時、橋の上の電気が切れていた、何か所か。その当時が最後だったように確認しておるんですけども、先ほど言われるように建設課長と話をして、やはり明るかったら大西から、向山からでも橋の上が見えるわけなんです。やっぱり人目もあるというのも大事ですし、遠くからでも橋の上に人がおれば見えるんです、明るかったら。防護ネットという話も聞きました。ところが、悪さでゴミを投げる可能性があるんです、橋からです。車で走りよるときにポンと空き缶を投げたり、いろんなゴミを投げたりするのがあるんで、それよりも明るくするほうがよかろうということで現在に至っているものだと思うんですけど、そうですね、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当時、そのように私も記憶しております。

○9番（上青木 至君） 終わります。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） ないようなので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第２３号令和６年度大崎上島町一般会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

２時から再開いたします。

午後１時４８分 休憩

午後２時００分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１２、議案第２４号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第２４号令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億６，２３７万５，０００円と定めるもので、保険給付費の増額等に伴い、前年度当初費で６，４７９万円、６．５％の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税１億４，６１５万２，０００円、県支出金に４，７１６万２，０００円の増額の８億１，３６６万２，０００円、繰入金１億１９１万４，０００円を計上し、歳出予算の主なものは、保険給付費に４，９２８万６，０００円の増額の７億９，１８１万４，０００円、国民健康保険事業費納付金２億１，２９９万５，０００円、保健事業費２，０９２万３，０００円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 昨日の条例改正の話の続きといいますか、念押しなんですけども、安定的な運営をするために連合を広域化した話であると思いますので、しっかりと安定的にできるように試算等もきちっと正確にやっていただくように連合のほうにも求めていってもらいたいと思いますが、その辺を少しお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

統一料金を令和6年度からということで目標にやってたんですけど、閑田議員もご存じのとおり県の財源不足と、あとこの世論の物価高騰等でそこが難しくなったということで、一応県のほうの統一料金化、これを令和6年度から令和9年度から12年度の間まで延長して、その間で県内統一料金にすることを今23市町で確認してるところなんで、そこで一応うちの財政状況からいえば早い時期に統一料金になったほうが安定的な国保の運営ができるということを十分分かっておりますので、その辺、県のほうにも再度お願いして進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第24号令和6年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第25号令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第25号令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,936万8,000円と定めるもので、保険給付費の減額に伴い、前年度当初費で3,346万7,000円、2.1%の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、保険料に1,320万5,000円の減額の2億5,716万円、国庫支出金4億1,176万7,000円、支払基金交付金3億9,341万1,000円、県支出金2億2,392万円、繰入金2億6,259万6,000円等を計上いたします。

歳出予算の主なものは、保険給付費に3,115万円減額の14億1,194万円、地域支援事業費8,298万9,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第25号令和6年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第26号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第26号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,008万6,000円と定めるもので、広域連合納付金の増額等に伴い、前年度当初費で1,615万2,000円、8.3%の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,813万9,000円、繰入金6,193万2,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、総務費301万8,000円、広域連合納付金に1,628万9,000円増額の2億666万1,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第26号令和6年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第27号令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第27号令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2,500万8,000円と定めるもので、港湾施設の修理代金増額に伴い、前年度当初比で128万9,000円、5.4%の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料1,756万2,000円、繰入金635万4,000円等を計上し、歳出予算の主なものは、港湾費に128万9,000円の増額の2,497万8,000円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第２７号令和６年度大崎上島町港湾管理特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１６、議案第２８号令和６年度大崎上島町漁港管理特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第２８号令和６年度大崎上島町漁港管理特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町漁港管理特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ４９２万８，０００円と定めるもので、修繕料の減額に伴い、前年度当初比で１１３万８，０００円、１８．８％の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料２３３万４，０００円、繰入金２５９万１，０００円等を計上し、歳出予算の主なものは、漁港費に１１３万８，０００円の減額の４８９万８，０００円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第２８号令和６年度大崎上島町漁港管理特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１７、議案第２９号令和６年度大崎上島町交通事業特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第２９号令和６年度大崎上島町交通事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９６８万２，０００円と定めるもので、５年に一度の船舶定期検査費の増額等に伴い、前年度当初比で９６３万９，０００円、９．６％の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、国庫支出金４，０１７万円、県支出金２，８５５万３，０００円、繰入金に３，７１５万１，０００円等を計上し、歳出予算の主なものは、事業費に９６４万円の増額の１億５５１万６，０００円、公債費４０６万６，０００円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第２９号令和６年度大崎上島町交通事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第１８、議案第３０号令和６年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第３０号令和６年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和６年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ６６万３千円と定めるもので、大串干拓地管理委託料等、前年度当初比で７４万５千円、１０．１％の減額予算となっております。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料の建設残土受入手数料３００万円、繰入金の大串干拓地整備基金繰入金３５６万７千円等を計上し、歳出予算の主なものは、総務費の干拓地管理事業６５７万２千円、大串干拓地整備基金積立金６万３千円等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第30号令和6年度大崎上島町干拓地管理特別会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第19、議案第31号令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第31号令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。

本案は、令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額を下水道事業収益3億8,104万9,000円、下水道事業費用3億7,954万8,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入2億298万9,000円、資本的支出2億2,484万7,000円と定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2,185万8,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものといたします。

予算の主な内容は、下水道事業収益では下水道使用料1億50万5,000円、他会計補助金1億2,586万3,000円等を計上し、下水道事業費用では施設の維持管理に要する費用として処理場費6,454万5,000円を、管渠費3,110万2,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債9,180万円、他会計補助金6,048万9,000円を計上し、資本的支出では処理場建設改良費の工事請負費に1億1,900万円を計上してお

ります。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第31号令和6年度大崎上島町下水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議案等調査のため、3月14日から3月24日までの11日間休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、3月14日から3月24日までの11日間休会することと決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

25日も9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時22分 散会